

# 令和7年度 大阪市指定給水装置工事事業者講習会

## 適正な給水装置工事の施工 及び連絡事項

大阪市水道局 東部水道センター  
給水装置工事グループ

# 給水装置工事の留意事項

適正な給水装置工事の施工を実施するには、  
給水装置工事申込書の作成が必要です。

まずは、給水装置工事申込書の作成時に  
おける留意事項について、確認してください。

# 給水装置工事の留意事項

## ○給水装置工事申込書作成について

- ・ 給水装置工事申込書を作成する際には、必ず「給水装置工事設計施工基準」を確認してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000563732.html>

- ・ 給水装置工事申込書作成の注意点について、ホームページ「給水装置工事申込書等の記載例について」に掲載しています。ご活用ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000611015.html>

# 給水装置工事の留意事項

- ・**水理計算用Excelシートをホームページに掲載しました。ご活用下さい。**

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000312284.html#7>

- ・**道路掘削を伴う工事の申込をする際は、必ず「給水装置工事に伴う道路掘削及び路面復旧に関する履行誓約書」を提出**

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000312/312284/kakuyousiki8.pdf>

# 給水装置工事(道路掘削)の留意事項

## (1)設計(調査)

### 1)掘削予定箇所の調査

- ・道路管理者(国道、府道、市道、行政財産、下水道敷、私有道路等)

※私有道路の場合、法務局等で所有者確認

- ・舗装構造

- ・新舗装の有無

- ・道路基準点の有無

※道路基準点がある場合は、建設局測量明示課で保全協議必要

## (2)施工時

- ・水道法及び道路法等の関係法令遵守
- ・警察及び道路管理者の許可条件遵守
- ・給水装置工事主任技術者(選任)の技術上の管理及び指導監督
- ・現場責任者の常駐

- ・道路使用許可書及び道路占用承認書の写し、埋設企業体の施工通知回答書等携行
- ・工事施工日は事前に、当局の検査委託業者に連絡し施工立会を受ける。
- ・舗装一次本復旧完了後は、当該箇所に「水どう」マークを表示
- ・市道及び国道の舗装二次本復旧は、当局及び道路管理者の指示に基づいて施工する。

- ・埋戻工事した後から舗装二次本復旧完了後に  
おいて、道路管理者等の完成検査に合格する  
までの間は、**指定工事店の責任における路面  
の維持管理を行い、路面に陥没等の事象が発  
生した場合は、速やかに補修を行う。**
- ・配水管から分岐して給水管を設ける工事等  
を施行する場合は適切に作業を行うことがで  
きる技能を有する者を従事又は監督  
(水道法施行規則第36条第2号)

・工事に起因して、第三者への損害又は問題等が生じたときは、指定工事店及び工事申込者の責任です。  
解決における対応をお願いします。

※工事申込時に提出して頂いてる【履行誓約書】より抜粋しております。

### (3)工事写真の撮影及び提出

工事記録写真については、工事場所の不可視部分における、当局の竣工検査での水道法施工令第6条(給水装置の構造及び材質の基準)の確認や道路管理者による道路占用申請に関する竣工検査で出来高及び品質確認を行うために必要となります。

**道路部は全箇所写真提出願います**

**このため、施工の状況を確認できる写真(以下「施工状況写真」という。)を、管工事(一次本復旧含む)・舗装二次本復旧での必要箇所を漏れなく撮影(様式22及び水道局土木工事共通仕様書参照)し、提出期限までに提出してください。**

**※未提出の場合、確認のための再掘削を指示する場合がありますので、必ず必要な個所の撮影を行い、期日までの提出をお願いします。**

# 1)提出期限(施工状況写真)

・管工事(舗装一次本復旧含む)完了時  
⇒施工日から2週間以内

※2週間以内に舗装二次復旧を行う場合は面積立会日までに提出

・舗装工事(舗装二次本復旧)完了時  
⇒施工日から2週間以内

※給水装置工事跡舗装復旧完成報告書(給水装置工事設計基準 様式22)に添付し提出

## 2)提出方法

□電子メール(施工者名、工事場所の明記)

メールアドレス:

toubu-kyusui@suido.city.osaka.lg.jp

※1件あたりの受信容量は10MB(超える場合は圧縮及び分割)まで

□郵送

住所:〒534-0021大阪市都島区都島本通  
4-12-4(給水装置工事グループ)

□受付窓口への持参

### 3)工事写真の留意点

提出された工事写真で不備や道路管理者からの指摘が多い写真と撮影ポイント

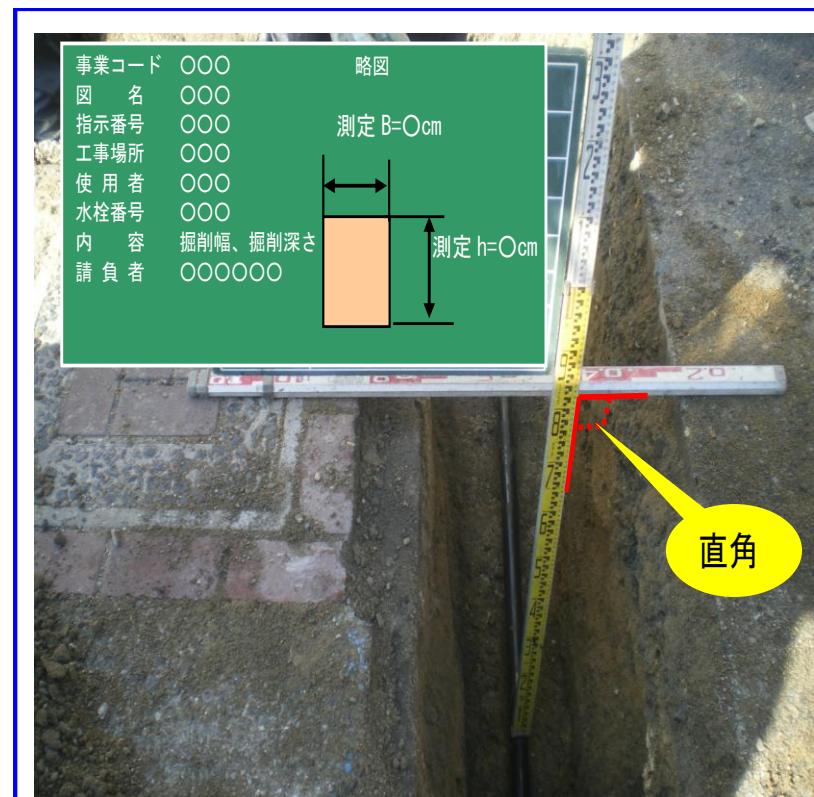
#### ①新設給水管の土被り

⇒土被りが不明、土被りが不足(特に道路際)

##### 撮影ポイント

□掲示板に給水管の埋設深さを図示し、測定尺を使用して数値が判読できるように撮影する。

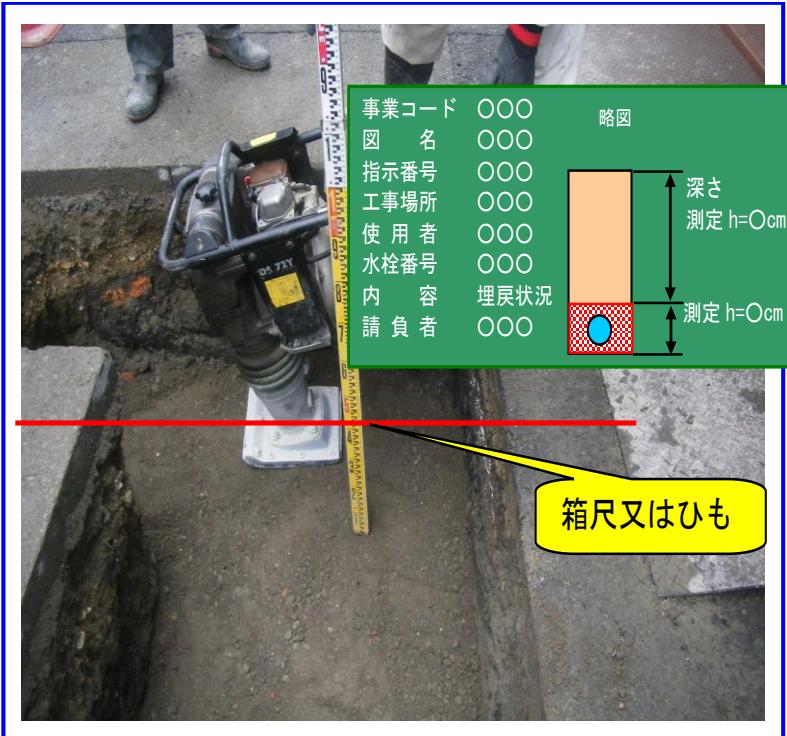
※舗装厚に応じた給水管の深さを確保すること。



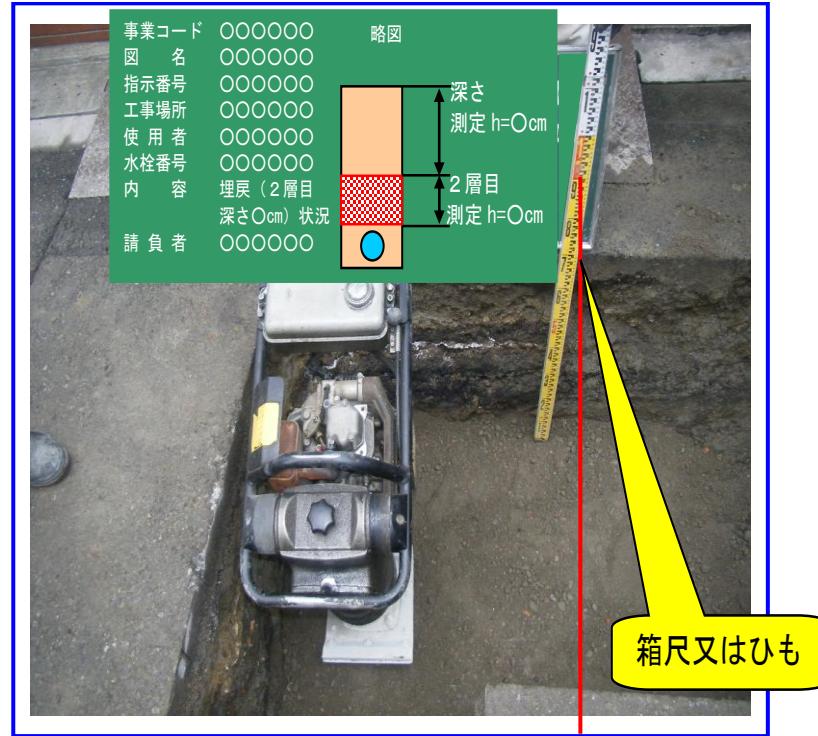
## ②埋戻しにおける転圧(層ごと転圧)

⇒路床及び路盤厚が不明・不足の転圧施工

1層目



2層目 (20cm毎)



### 撮影ポイント

- 掘削箇所への埋戻し状況が確認できるように撮影する。
- 仕上がり層ごとの厚さが確認できるよう掲示板に記入し、測定尺の数値が判読できるように撮影する。

□一層の仕上がり厚さが、路床部は20cm、下層路盤は20cm、上層路盤は15cmを超えないように転圧してください。

### ③街渠・縁石下の施工について

⇒えぐり掘りをせずに、取り壊したうえで掘削してください。

■施工管理に関する資料は、当局ホームページをご参照願います。

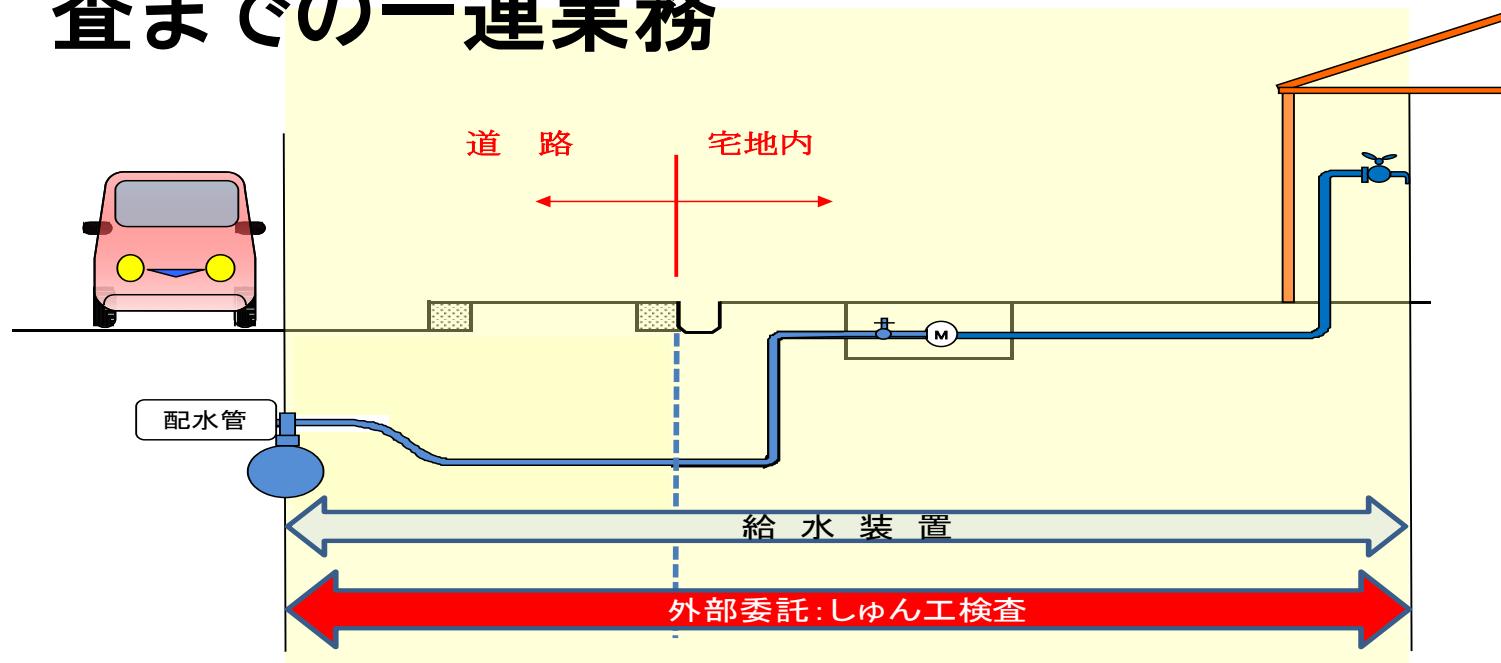
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000638623.html>

# 連絡事項

## (1)給水装置工事しゅん工検査の外部委託

令和4年4月1日から、しゅん工検査※を全て外部委託しています。

※検査日程の調整から、現場でのしゅん工検査までの一連業務



# 1)しゅん工検査

株式会社 大阪水道総合サービス

〒534-0021 大阪市都島区都島本通4丁目12番4号  
水道局東部水道センター  
給水装置工事グループ内事務室

電話番号:06-6167-7610(宅地内【内部】)  
(検査受付) 06-6927-7612(道路【表】)

E-mail: shunko@owgs.co.jp

## (2)給水装置工事の一部電子申請化

令和4年4月25日より行政オンラインシステムで「給水装置工事の申込」と「給水装置工事しゅん工の届出」の一部受付が可能となりました。

### 1)給水装置工事の申込

オンラインでの受付が可能な工事は、以下の条件を全て満たすものとします。

- ・メータ口径40ミリメートル以下の建物
- ・内部工事

- ・工事内容・図面等について、聞き取りによる確認を必要としないもの※

※給水装置の位置関係、関連性、施工方法(改  
造方法、撤去の処置)等の確認が必要となる工  
事は行政オンラインシステムでの受付はご利用  
いただけません。

(オンライン受付ができない工事の例)

- ・現地の状況の説明が必要な工事
- ・特殊な給水用具を使用する工事
- ・事前協議が必要な工事  
(大規模協議、32条協議、分岐合議、埋設調整等)

## 2)給水装置工事のしゅん工の届出

オンライン上で「給水装置工事の申込」をしたもののについて受付が可能です。

行政オンラインシステムでの給水装置工事(申込み・しゅん工の届出)の手順について、水道局ホームページの「行政オンラインシステムでの給水装置工事の届出の業務フロー」をご利用ください。

(水道局ホームページアドレス)

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000312284.html>

# 令和7年度 大阪市指定給水装置工事事業者講習会

適正な給水装置工事の施工管理  
及び連絡事項  
については以上となります。  
受講お疲れ様でした。

大阪市水道局 東部水道センター  
給水装置工事グループ